

生田哲郎◎弁護士・弁理士／中所昌司◎弁護士・弁理士

展示会に出展されたが販売されなかった製品について、 不正競争防止法2条1項3号の「他人の商品」に当たるとされた事例

[知的財産高等裁判所 平成28年11月30日判決 平成28年(ネ)第10018号]

1. 事件の概要

本件は、被控訴人商品が控訴人加湿器1または2の形態を模倣した物であり、不正競争防止法(以下、不競法)2条1項3号の不正競争(形態模倣)および著作権侵害に当たるとして、控訴人らが差止めおよび損害賠償を求めた事案です。

原審では請求棄却判決が下されましたが、控訴審では不正競争該当性が肯定され、損害賠償請求が認められました。

多数の論点について判断された判決ですが、不競法を中心に紹介します。

2. 控訴人らによる加湿器の開発・販売

控訴人らは、平成23年10月末までに控訴人加湿器1を開発し、同年11月1日からの展示会に出展しました。

また控訴人らは、平成24年6月5日までに控訴人加湿器2を開発し、同月6日からの展示会に出展しました。

その後、控訴人らは、平成27年1月4日までに控訴人加湿器3を開発し、同月5日ころからウェブサイトでの販売を開始しました。

控訴人加湿器1～3は、試験管様のスティック形状をしており、下部からコップ等の水を取り入れ、上部から蒸気を発するものでした。

【控訴人加湿器2】



3. 被控訴人による加湿器の輸入・販売

被控訴人は、平成25年9月および11月ころに被控訴人商品(下部から水を取り入れ上部から蒸気を発する加湿器)を中国から輸入し、販売しました。

【被控訴人商品】



4. 争点

(1) 形態模倣(不競法2条1項3号

違反)に基づく請求について

- ア. 「他人の商品」該当性
- イ. 「模倣」の有無
- ウ. 保護期間終了の成否
- エ. 善意無重過失の有無

(2) 著作権(応用美術)に基づく請求について

- ア. 著作物性の有無

- イ. 複製または翻案の成否

(3) 不法行為に基づく請求について

- ア. 被控訴人の過失の有無
- イ. 控訴人らの損害額

5. 原審の判決

原審の判決は、①展示会に出展はされたものの販売されなかった控訴人加湿器1および2につき、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不競法2条1項3号にいう「商品」に当たらない、また、②美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできないから、著作物に当たらないとして、控訴人らの各請求をいずれも棄却しました。

6. 控訴審の判決

(1) 争点(1)ア(「他人の商品」該当性)について

ア. まず本判決は、不競法2条1項3号の「他人の商品」の意義について、以下のように解釈しました。

「不正競争防止法……2条1項3号は、『他人の商品の形態……を模倣した商品を譲渡し、……又は輸入する行為』を不正競争と定めている。

不正競争防止法が形態模倣を不正競争であるとした趣旨は、商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果が模倣されたならば、商品開発者の市場先行の利益は著しく減少し、一方、模倣者は、開発、商品化に伴う危険負担を大幅に軽減して市場に参入でき、これを放置すれば、商品開発、市場開拓の意欲が阻害されることから、先行開発者の商品の創作性や権利登録の有無を問うことなく、簡易迅速な保護手段を先行開発者に付与することにより、事業者間の公正な商品開発競争を促進し、もって、同法1条の目的である、国民経済の健全な発展を図ろうとしたところにあると認められる。

ところで、不正競争防止法は、形態模倣について、『日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品』については、当該商品を譲渡等する行為に形態模倣の規定は適用しないと定めるが(同法19条1項5号イ)、この規定における『最初に販売された日』が、『他人の商品』の保護期間の終期を定めるための起算日にすぎないことは、条文の文言や、形態模倣を新設した……立法者意思から明らかである……。したがって、同法は、取引の対象となり得る物品が現に販売されていることを『他人の商品』であることの要件として求めているとはいえない。

そこで、商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果を保護すると上記の形態模倣の禁止の趣旨にかんがみて、『他人の商品』を解釈すると、それは、資金又は労力を投下して取引の対象となし得ること、すなわち、『商品化』を完了した物品であると解す

るのが相当であり、当該物品が販売されているまでの必要はないものと解される。このように解しないと、開発、商品化は完了したものの、販売される前に他者に当該物品の形態を模倣され先行して販売された場合、開発、商品化を行った者の物品が未だ『他人の商品』でなかったことを理由として、模倣者は、開発、商品化のための資金又は労力を投下することなく、模倣品を自由に販売することができることになってしまう。このような事態は、開発、商品化を行った者の競争上の地位を危うくさせるものであって、これに対して何らの保護も付与しないことは、上記不正競争防止法の趣旨に大きくもとるものである。

もっとも、……取引の対象とし得る商品化は、客観的に確認できるものであって、かつ、販売に向けたものであるべきであり、量産品製造又は量産態勢の整備をする段階に至っているまでの必要はないとしても、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要があると解される」

イ. そして、控訴人加湿器1について、以下のとおり「他人の商品」該当性を肯定しました。

「控訴人らは、平成23年11月、商品展示会に控訴人加湿器1を出展している。商品展示会は、商品を陳列して、商品の宣伝、紹介を行い、商品の販売又は商品取引の相手を探す機会を提供する場なのであるから、商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的

に明らかになったものと認めるのが相当である。……商品としてのモデルが完成したとしても、販売に当たっては、量産化などのために、それに適した形態への多少の変更が必要となるのは通常のことと考えられ、事後的にそのような変更の余地があるからといって、当該モデルが販売可能な段階に至っているとの結果を左右するものではない」

また本判決は、控訴人加湿器2についても同様の判断をしました。

(2) 争点(1)イ (形態の模倣の有無) について

ア. 以下の理由から、被控訴人商品および控訴人加湿器の内部構造は、不競法2条1項3号の「商品の形態」には含まれないと判断し、外部の形状のみを対比しました。

「不正競争防止法2条4項は、『商品の形態』を『需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状…をいう』と定める。したがって、商品の内部の形状は、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができるものでなければ、商品の形態を構成しないものである。そこで、被控訴人商品及び控訴人加湿器1を見てみると、……その内部の形状を見ることが物理的には可能となっている。しかしながら、……その交換頻度は、被控訴人商品においては半年の1回以下の頻度であり……、控訴人加湿器1も同様の程度と推認される。また、需要者が加湿器の内部構造に着目して購入を動機付けられるとは考えにくい」

イ. そして、「被控訴人商品は、控訴人

加湿器1又は控訴人加湿器2のいずれか、又は双方を模倣したものであると認められる」と判断しました。

(3) 争点(1)ウ(保護期間終了の成否)について

「不正競争防止法は、『日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品』については、当該商品を譲渡等する行為が形態模倣にはならないと定め、『他人の商品』の保護期間の終期を定める(同法19条1項5号イ)。

この規定の趣旨は、形態模倣が、先行開発者に投下資本の回収の機会を提供するものである一方、形態模倣が、商品形態の創作的価値の有無を問うことなく模倣商品の譲渡等を禁止していることから、禁止期間が長期にわたった場合には、知的創作に関する知的財産法が厳格な保護要件を設けている趣旨を没却しかねず、また、後行開発者の同種商品の開発意欲を過度に抑制してしまうことから、両者のバランスをとって、先行開発者が投下資本の回収を終了し通常期待し得る利益を上げられる期間として定められたものであると認められる。

このような保護期間の終期が定められた趣旨にかんがみると、保護期間の始期は、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった時であると認めるのが相当である。なぜなら、この時から、先行開発者は、投下資本回収を開始することができ得るからである。

……上記『最初に販売された日』は、規定の趣旨からみて、実際に商品として販売された場合のみならず、見本市

に出す等の宣伝広告活動を開始した時を含むことは、立法者意思から明らかであるから、商品の販売が可能となった状態が外見的に明らかとなった時をも含むと解するのが相当である。このように解さないと、商品の販売が可能になったものの実際の販売開始が遅れると、開発、商品化を行った者は、実質的に3年を超える保護期間を享受できることになってしまうが、これは、知的創作に関する知的財産法との均衡、先行開発者と後行開発者の利害対立などの調整として、保護期間を3年に限定した形態模倣の趣旨に合致しない。

……以上のおりであるから、保護期間は、平成26年11月1日の経過により終了した」

(4) 争点(1)エ(善意無重過失の有無)および争点(3)ア(被控訴人の過失の有無)について

被控訴人の過失が認定され、善意無重過失とはいえないとされました。

(5) 争点(2)ア(控訴人加湿器1および2の著作物性の有無)について

本判決は、控訴人加湿器1および2には、「著作権法における個性の発揮を認めることはできない」として、「美的特性を備えるか否かを検討するまでもなく、著作物であるとは認められない」と判断しました。

7. 考察

(1) 不競法2条1項3号の「商品」の意義について原審は、「市場における流通の対象となる物(現に流通し、又は少なくとも流通の準備段階にある物)」と解し、控訴人(原告)加湿器1および2は「商品」に当たらないと判断しました。

これに対して、本控訴審は、「取引の対象とし得る商品化は、客観的に確認できるものであって、かつ、販売に向けたものであるべきであり、量産品製造又は量産態勢の整備をする段階に至っているまでの必要はないとしても、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要があると解される」と、限定を加えつつも「他人の商品」の範囲を広く解釈し、本件での該当性を肯定しました。

本控訴審が説示した理由づけに鑑みると、妥当な判断であると思われます。

(2) 応用美術の著作権については、近年、著作物性を肯定する幼児用椅子事件判決(知財高裁平成27年4月14日)が下され、注目を集めました(ただし、結論としては、著作権侵害は否定)。その後、幼児用箸事件判決(知財高裁平成28年10月13日)、ゴルフシャフト事件判決(知財高裁平成28年12月21日)では、本件同様、著作物性が否定されています。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

ちゅうしょまさし

2003年東京大学大学院修士課程修了(物性物理学を専攻)。技術者として電子部品メーカーに入社。2007年旧司法試験合格。2012年弁理士試験合格。同年カリフォルニア州司法試験合格。TOEIC990点。